

資料No.3-1

【協議事項】

令和 9 年度地域間幹線系統確保維持計画（案）

令和 8 年 6 月 18 日

三条市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

三条市内の乗合バス利用者は、マイカーの普及や少子化などにより従前に比して減少したが、近年は横ばいで推移している。

乗合バス事業者の経営環境は、運転手不足等も含めて、年々厳しくなり、路線の廃止や縮小等へつながっている。

地域をまたがる広域的・幹線的なバス路線は、通勤、通学、通院といった日常生活の維持に欠かせないものとなっている。また、高齢化が進行し、運転免許の自主返納を促す動きもある中で、地域住民の生活交通手段である地域間幹線系統バス路線を確保・維持していくことは極めて重要である。

本市が維持する地域内フィーダー系統との接続などにより、利便性の高い、効果的、効率的な公共交通ネットワークを確保することを目的に、広域的・幹線的なバス路線について、地域間幹線系統確保維持事業を実施する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

I 長岡線

- ①目標利用者数 49,000 人/年（令和 7 年度 57,911 人/年）
- ②三条市の支出目標 849,526 円/年 以下（令和 7 年度 763,356 円/年）
- ③収支率目標 47.7%以上（令和 7 年度 48.4%）

II 八木ヶ鼻温泉線

- ①目標利用者数 57,000 人/年（令和 7 年度 58,403 人/年）
- ②三条市の支出目標 431,860 円/年 以下（令和 7 年度 0 円/年）
- ③収支率目標 54.0%以上（令和 7 年度 56.2%）

(2) 事業の効果

市内の広域的・幹線的生活交通路線の確保維持を行うことにより、地域住民等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、地域間幹線系統と地域内フィーダー系統のネットワークが連携することで、効果的、効率的な運行体系が実現できる。さらには、住民の社会参加の促進や外出機会の創出につながり、地域の活性化や健康寿命延伸にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 系統見直し
 - ・複数系統を統合するなど、乗合率向上による効率的な運行
 - ・運行経路の見直し
- ダイヤ調整
 - ・競合路線との時刻調整
 - ・ダイヤ改正（路線バスとの乗継ダイヤの設定）
- イベント、観光、広告宣伝
 - ・観光施策との連携による利用促進
 - ・商業施設のイベントと連携した需要喚起
 - ・バス路線マップの作成及び配布による利用促進

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」を添付

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者による乗降調査

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

「別紙 生産性向上の取組」の通り

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし

(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和6年6月19日～26日（令和6年度第4回 書面協議） 令和7年度地域間幹線系統確保維持計画について合意 ・ 令和7年6月16日（令和7年度第1回 対面協議） 令和8年度地域間幹線系統確保維持計画について合意 ・ 令和8年3月11日～17日（令和7年度第3回 書面協議） 令和8年度地域間幹線系統確保維持計画の一部変更について合意 ・ 令和8年6月18日～29日（令和8年度第1回 書面協議） 令和9年度地域間幹線系統確保維持計画について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
・ 令和7年度第3回の書面協議において、利用者からの意見で、「実態を調査し、代替手段が他にないかを確認した方が積極的な提案につながっていく」とあったことに対して、越後交通㈱が行った乗降調査や病院が行ったアンケートの結果を踏まえて協議を行った旨回答した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

(所 属) 三条市地域公共交通協議会事務局

(三条市市民部環境課環境政策担当)

(氏 名) 武野 由起夫

(電 話) 0256-34-5574

(e-mail) kankyo@city.sanjo.niigata.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。